

質 疑 回 答 書

件名：令和7年度いざというときの一時預かり事業実施施設募集について

質 問	回 答
「事業の実施時間」の「相当の理由がある場合には、8時間以上11時間未満の実施時間の設定可」とありますが、「相当の理由」とはどのような理由でしょうか。	地域状況や利用状況等の理由により、11時間以上実施しても利用が見込めないなどです。なお、事業の実施時間についても選定の基準となりますのでご注意ください。
平日3日間限定の受け入れ（例：月・水・金等、土無し）は、可能でしょうか。	原則として、実施施設の開所日と同一としますが、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなどの場合は可能です。なお、事業の実施日についても選定の基準となりますのでご注意ください。
（これは、年度限定への質問になります。） 1歳児クラスは定員25名+年度限定1名（25名+1名＝26名の受け入れを想定）ですが、在籍園児は22名、年度限定0名です。 仮にこの事業に当園が選定された場合、年度限定を取り止めても良いのでしょうか。	年度限定保育事業は保留児童の受け皿となる事業です。区子ども家庭支援課に施設が所在するエリアの保育ニーズをご確認いただき、区の下承が得られれば、年度限定保育事業を取り止めることは可能です。
受入枠について 1施設1枠とあるが、定員枠内での利用ということで良いか。 ※今回は小規模で2歳児クラスに空きがあること前提なので、2歳児が空いていれば、他の年齢の子も受け入れて良いのか、ということです	面積や職員配置基準を満たす場合は、他の年齢の児童の受入も可能です。
定員変更で0歳児を0人とする予定の場合、0歳児は受け入れ不可か？	原則として、実施施設の受入年齢の範囲としますが、安全管理マニュアルを作成するなど、安全体制を整えた場合には、受入が可能です。
「予約受付期間（希望）」の「当日受付」について 当日受付について、利用実績がある児童のみ受入れ可能な場合はどこにチェックを入れればいいのか。	「可（面談済のみ）」にチェックしてください。
「一時預かり実施場所及び実施場所の余裕面積」について （1）余裕面積は、「実施場所の面積－定員数×年齢ごとの必要面積」とあるが、定員割れにより生じた余裕面積で受入れる場合は、どのように記載すればいいのか。	（1）余裕面積は、「実施場所の面積－定員数×年齢ごとの必要面積」を記載してください。そのうえで、「一時預かり実施場所」の記載欄に、「余裕面積に加えて、定員割れにより空いたスペースを活用する」等を記載してください。

(2) 本事業で0歳児を受入れる場合、沐浴室等を備えていない2歳児室で受け入れてもいいのか。	(2) 面積や職員配置基準を満たす場合は、他の年齢の児童の受入も可能です。また、0歳児については沐浴室等を備えている部屋での受入が望ましいですが、必須ではありません。沐浴室がない部屋で受け入れる場合は、0歳児室の沐浴室を利用するなど代替手段の確保をお願いします。
受入年齢について 受入れ下限が0歳児クラスの場合は、月齢等を記入とあるが、利用調整で入所する児童の受入れ月齢と異なってもいいのか。	原則として、実施施設の通常の受入範囲としてください。安全面等の都合で通常の受入年齢と異なる範囲とする場合は、その旨を余白にご記入ください。なお、事業の実施体制についても選定の基準となりますのでご注意ください。
Q 1) 年度途中での停止 以下の事由が発生した場合、途中で本事業を停止または中断することは可能でしょうか？ A) 施設の2歳児クラスにおいて通常の認定利用者または年度限定利用者増により空きが0となった場合 B) 保育士が、出産、疾病等により一時的に勤務時間が減少または休業・欠勤し、通常あずかり児童の保育に専念すべき状態となった場合 Q 2) 年度途中での預かり時間の変更 上記Bの場合	Q 1) A) 年度を通じて、当事業の受入枠を確保してください。(当事業の受入枠は、利用調整での募集をしないでください。) B) 職員配置を満たさない場合は、事業の実施はできません。事業実施体制を整えるために基本助成を支給する制度ですので、保育士不足により事業を実施できなくなる事態は避けてください。そのうえで、やむを得ず事業を休止する場合は、いざというときの一時預かり事業実施要綱第6号様式により届け出てください。 Q 2) 年度途中での預かり時間の変更は可能です。ただし、8時間を下回る設定はできません。また、8時間実施施設又は11時間実施施設で助成単価が異なります。
「当日受付」の「可(当日面談)」にチェックした場合、当日の利用希望があり面談をしたら必ず受け入れをしなければならないのか。	利用当日に面談をし、安全面等に支障がないことを確認したうえで受入をしてください(安全面等の観点で受入が困難な場合は、保護者に丁寧に説明してください)。 なお、当日面談に関わらず、受入枠に空きがあり、安全面等に問題がない場合には、受入を断ることはできません。
この事業を行う場合、専任で一人保育士を立てる必要があるのでしょうか。 (雇用状況表等で記載する項目はあるのでしょうか)	専任の保育士は必要ありませんが、事業実施体制を整えるために基本助成を支給する制度ですので、事業実施時間においては常に受入ができる体制を維持してください。利用調整で入所した児童とあわせて、施設全体で基準を満たすよう職員を配置してください。 雇用状況表等に記載する項目はありません。

令和7年度途中で当園在園時が定員に達した場合、一時保育事業を停止することはできるのでしょうか。	年度を通じて、当事業の受入枠を確保してください。（当事業の受入枠は、利用調整での募集をしないでください。）
事業実施要綱案には「当該年度をもって事業を終了する」と記載がありますが、来年度以降もこの事業を必ず継続する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	当事業の実施施設は、令和7年度は年度末をもって事業を終了します。次年度以降の実施については、今年度のモデル事業の効果を検証し、検討していきます。
一時預かりの対象年齢について任意で設定することはできるのでしょうか。また、その設定は通常保育園児の受入可能年齢と別設定で問題ないでしょうか。	原則として、実施施設の通常の受入範囲としてください。安全面等の都合で通常の入園年齢と異なる範囲とする場合は、その旨を余白にご記入ください。なお、事業の実施体制についても選定の基準となりますのでご注意ください。
当日受付を「可（面談済のみ）」から始めて、慣れてきたら「可（当日面談）」に変更することも可能でしょうか。	可能です。なお、実施施設の選定基準に「当事業における当日予約の利用可否」も含まれます。